

被災者のみなさまへ

令和元年10月18日
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 令和元年台風第19号による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。

◎令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、総務省特設ページ（http://www.soumu.go.jp/r01_taufudai19gokanrenjoho/hisai.html）などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省
特設ページ

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日（金）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、台風第19号の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和3年10月9日(土)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定はされません**。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和元年10月10日以後に満了するもの)が**令和2年5月29日(金)まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和元年10月10日(木)から令和4年9月30日(金)まで**に、台風第19号による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ先

弁護士会では、各地にある相談センター等において各種相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

○岩手弁護士会

019-623-5005

受付時間

平日 9時～17時

○群馬弁護士会

027-234-9321

受付時間

平日 9時～12時
13時～17時

○新潟県弁護士会

025-222-5533

受付時間

平日 9時～17時

○仙台弁護士会

022-265-5286

受付時間

平日10時～16時

実施期間

2019年11月下旬頃まで

○埼玉弁護士会

048-710-5666

受付時間

平日 9時～17時
土曜 9時30分～11時30分

○山梨県弁護士会

055-235-7202

受付時間

平日 9時30分～17時

○福島県弁護士会

024-534-1211（福島）

024-925-6511（郡山）

0246-25-0455（いわき）

受付時間

平日14時～16時

実施期間

2020年3月31日まで

○千葉県弁護士会

043-222-2260

受付時間（※指定日のみ）

平日10時30分～12時30分
15時30分～17時30分

○長野県弁護士会

026-232-2777

受付時間

平日 9時～17時

○茨城県弁護士会

029-232-1227

受付時間

平日13時～15時

実施期間

2019年11月29日まで

○東京弁護士会

第一東京弁護士会

第二東京弁護士会

03-3581-2233

受付時間

平日10時～16時
土曜12時～16時

実施期間

2019年12月下旬頃まで

○静岡県弁護士会

054-252-0008（静岡）

053-455-3009（浜松）

055-931-1848（沼津）

受付時間

平日 9時～12時
13時～17時

○栃木県弁護士会

028-614-3550

受付時間

平日（火～金）13時～16時

実施期間

2019年12月27日まで

○神奈川県弁護士会

045-211-7711

受付時間

平日10時～12時
13時～16時

※実施期間の記載がないものは期間未定又は常設です。
※受付時間・実施期間は変更になることがあります。
上記電話番号につながらない場合は当該弁護士会にお問い合わせください。

【本件担当】

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付

TEL 03-5253-2111